

令和 7 年度 尾張旭市青少年健全育成推進会議役員会（第 1 回）会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 1 9 日（月）
開会 午前 1 0 時
閉会 午前 1 1 時
- 2 開催場所
尾張旭市中央公民館 2 階 2 0 9 会議室
- 3 出席委員
若杉和久、杢原弘道、三浦義文、須寄素夫、宮田智行、松原しず、田中悦子、
此下布三枝、井上千景 9 名（代理出席 ギ木奈美 1 名）
- 4 欠席委員
森和雄、川村竹治、加藤克己、横山和義 4 名
- 5 傍聴者数
0 名
- 6 出席した事務局職員
市民生活部次長兼市民活動課長 西尾哲弥、少年センター所長 三浦勝之、
少年育成係長 二井厚吏
- 7 協議事項
 - (1) 令和 6 年度事業報告及び決算報告について
 - (2) 令和 6 年度決算監査報告について
 - (3) 令和 7 年度役員選出について
 - (4) 令和 7 年度活動方針（案）について
 - (5) 令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
 - (6) 青少年健全育成推進大会について
- 8 会議の要旨

事務局 (三浦)	少年センター所長の三浦でございます。 本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 本日の欠席委員は、森委員、川村委員、加藤委員、横山委員の 4 名です。また、守山警察署は、林委員の代理としてギ木様 が出席しております。なお、この会議は傍聴を認め、後日議事 録を公表いたしますので、ご了承いただきますようお願いしま す。 それでは、会議に先立ちまして、会長からご挨拶申し上げます。
会 長 (杢原)	最近のテレビ等のメディアにおいて青少年の問題行動が取り 上げられており、最近では愛知県内でも青少年が関わっている 事件や事故が起こっております。また、東南アジアの国から 詐欺に関与しているニュースもあり、ここ数年で犯罪の内容が

	変化し、改めて健全育成の必要性を感じているところであります。その中で、本市の青少年健全育成事業につきまして、皆様には忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。
事務局 (三浦)	引き続きまして、市民生活部次長兼市民活動課長よりご挨拶申し上げます。
部次長兼課長 (西尾)	杢原会長はじめ健全育成推進会議の皆様には、日頃から、地域でのあいさつ運動やキャンペーン等で子どもたちへの声かけを行っていただき、大変ありがたく思っております。 今年度も、「あさひの子 地域みんなで育てましょう」のスローガンにあるように、地域のひとりひとりの声かけで子どもたちが安心して暮らせるまちとなるよう、引き続き皆様にはご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。
事務局 (三浦)	ありがとうございました。これより尾張旭市青少年健全育成推進会議の役員会を始めます。 初めに、本日は令和 7 年度第 1 回目の役員会でありますので、本会議につきましてご説明させていただきます。
事務局 (二井)	少年センター係長の二井です。本会議では、青少年の健全育成を図るための事業について議決するため、役員会を開催しております。会議規約第 15 条第 3 項の規定により、規約の制定、改廃、役員の決定、事業報告、決算、事業計画及び予算を議決します。
事務局 (三浦)	後ほど、協議事項についてご提案させていただきます。まず、ご出席の皆様の「自己紹介」をお願いしたいと存じます。
	【杢原、若杉、三浦、須寄、宮田、松原、田中、〆木、此下、井上の順に自己紹介】
事務局 (三浦)	ありがとうございました。 守山警察署の 〆木 様には、のちほど、守山署管内の青少年の動向など、お話いただきたいと思ひます。 それでは、3 協議事項に入りたいと思ひます。 尾張旭市青少年健全育成推進会議規約第 15 条第 2 項では、会長が議長となるとありますので、杢原会長に議長をお願いいたします。
会 長 (杢原)	それでは、次第にしたがいまして進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。 (1)令和 6 年度事業報告及び決算報告について、及び(2)令和 6 年度決算監査報告については、関連がありますので、一括して進めさせていただきます。 先ずは、(1)令和 6 年度事業報告及び決算報告について、事務

	局より説明をお願いします。
事務局 (二井)	【資料（令和6年度事業報告書、令和6年度収支決算書）を基に説明】
会 長 (松原)	続きまして、(2)令和6年度決算監査報告について、監事の松原しず様からお願いします。
監 事 (松原)	令和7年3月31日付けで会長及び会計から報告がありました決算内容について、令和7年4月2日に通帳、領収書など関係書類を確認した結果、適正に処理されていたことが認められましたので、ここにご報告いたします。
会 長 (松原)	(1)令和6年度事業報告及び決算報告について、及び(2)令和6年度決算監査について、報告ご質問等がありましたらお願いします。
	【意見等なし】
会 長 (松原)	それでは、協議事項(1)及び(2)について、ご承認いただけますでしょうか。 承認されるかたは、拍手をお願いします。
	【拍手】
会 長 (松原)	ありがとうございます。それでは、協議事項(1)及び(2)については、原案どおり承認といたします。 つづきまして、協議事項(3)令和7年度役員選出について事務局より説明してください。
事務局 (二井)	本推進会議規約第12条では「役員は、支部役員、青少年育成関係団体の代表者及びこの事業の推進に相当と認める者の中から互選する。」とあります。 そのため、皆様から役員の推薦をお願いしたいと思います。
会 長 (松原)	皆様から、役員の推薦はございますか。
	【意見等なし】
会 長 (松原)	推薦がなければ、事務局からの役員案を見ていただくこととしたいと思いますますが、皆さんご異議はございますか。
	【異議なしの声】
会 長 (松原)	異議なしとのことですので、事務局で作成した役員案名簿を配付いたします。
	【役員名簿案を配付】
会 長 (松原)	配付した名簿の役員構成について、ご承認いただけますでしょうか。 承認されるかたは、拍手をお願いします。
	【拍手】

会 長 (杢原)	ありがとうございます。役員名簿（案）のとおり決めさせていただきますので、（案）の文字を取り消してください。 令和 7 年度は、只今承認されました役員構成で本会議を運営していきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いいたします。
会 長 (杢原)	それでは、(4)令和 7 年度尾張旭市青少年健全育成推進会議活動方針(案)について、事務局より説明してください。
事務局 (二井)	【資料（活動方針案）により説明】
会 長 (杢原)	令和 7 年度尾張旭市青少年健全育成推進会議活動方針(案)について、ご質問等がありましたらお願いします。
	【意見等なし】
会 長 (杢原)	それでは、令和 7 年度尾張旭市青少年健全育成推進会議活動方針(案)について、ご承認いただけますでしょうか。 承認されるかたは、拍手をお願いします。
	【拍手】
会 長 (杢原)	ありがとうございます。令和 7 年度尾張旭市青少年健全育成推進会議の活動方針に沿って事業を進めてまいりますので、（案）をお取りください。 つづきまして、(5)令和 7 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について、事務局より説明してください。
事務局 (二井)	【資料（令和 7 年度事業計画案、令和 7 年度収支予算案）を基に説明】
会 長 (杢原)	令和 7 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について、ご質問等がありましたらお願いします。
三浦委員	予算書の収入で市負担金が昨年度より 10 万円増額されている点について何か要因はあるのでしょうか。
事務局	小中高生ダンスフェスティバルの内容を変更することとなったため、市の財政部局と調整した結果、増額となりました。
会 長 (杢原)	それでは、令和 7 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について、ご承認いただけますでしょうか。 承認されるかたは、拍手をお願いします。
	【拍手】
会 長 (杢原)	ありがとうございます。令和 7 年度の事業につきましては、ご承認いただいた計画と収支予算で進めてまいりますので、（案）をお取りください。 つづきまして、(6)青少年健全育成推進大会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (二井)	例年、1月下旬に開催しております青少年健全育成大会ですが、2年前より「社会を明るくする運動作文コンテスト」の優秀者の表彰と意見発表を同時開催という形で実施をしているところですが、今年度においても継続して実施する方向で進めていくことについて、本会議でのご承認をお願いいたします。
会 長 (杢原)	それでは、青少年健全育成推進大会の中で、社会を明るくする運動の作文についての表彰及び発表を実施することに承認されるかたは、拍手をお願いします。
	【拍手】
会 長 (杢原)	ありがとうございました。 協議事項が終了しましたので、事務局にお返しします。
事務局 (三浦)	ありがとうございました。 続きまして、4 その他に移ります。 本日は、守山警察署の〆木様がおみえですので、尾張旭市内の青少年の動向についてお話がいただければと思います。 よろしくお願いします。
委員代理 (〆木)	尾張旭市は守山区に比べて検挙や補導に関してそれ程多くはなく、重大な事案もありますが、実績としては、不良行為少年として補導した件数が、令和5年の507件から令和6年は415件で前年度より減少しております。その内訳である喫煙(令和6年は87件)と深夜はいかい(令和6年は327件)が多数を占めておりますが、引き続き守山署員と交番勤務員が連携して対応してまいります。 また、SNSを通じた性被害に関するもの少なからず発生していることから、今後はこういったケースも注意深く見守っていく必要があります、警察にも相談していただければと思います。
須寄委員	各中学校におけるスマホの持ち込みについて、許可しているのかどうかも含めて、学校の対応状況をお聞かせください。
事務局 (三浦)	本日は、市内3中学校の教頭先生にも役員として参加していただいておりますので、須寄委員の質問を踏まえながら、最近の中学校の状況について、お話を伺いたと思います。旭中の此下先生からお願いします。
此下委員	旭中学校の新年度は全校生徒817人で、比較的落ち着いたスタートを切ることができましたが、4月にインフルエンザで1クラスが学級閉鎖となりました。本日は学校集会をオンラインで実施するなど変化しているところもあります。 不登校気味の生徒に関しては、別室登校の支援ルームで先週はテストを受けているなど前向きに頑張ろうとしている報告を受けています。登校できていない生徒に対しては、メンタル

	フレンド等を活用して支援していければと思っています。 S N S のトラブルに関して、大きな問題は聞いておりませんが、生徒指導を行うことになってますが、学校にはスマホを持参してはいけないことになっております。
宮田委員	東中学校の新年度は全校生徒 7 8 7 名で、4 月は順調にスタートが切れましたが、全体的におとなしく不登校生徒が多い印象であります。生徒はスマホの持参が禁止されているため、持ってきていることが見つかり次第、一時的に学校が預かり、保護者に連絡するなどといった対応を取っています。S N S トラブルは、いくつか発生しているものの、大きな問題になるようなことは特に聞いていない状況です。 一部の生徒が瀬戸市の生徒との繋がりを持っているとの情報があり、学校を休んだりすることもありますので、心配しているところですが、5 月の末に修学旅行を控えており、全員の生徒が問題なく無事に行けるといいなと思っています。
井上委員	西中学校の新年度は全校生徒 6 4 2 名で、落ち着いて 4 月を過ごすことができました。生徒のスマホの持参は禁止しているため、校内で音が鳴ったりして見つかった場合は、学校が一時的に預かります。S N S トラブルでは、ライングループで悪口を書かれたり、仲間外れにされることなどがあり、学年道德においてこの事例を扱って学習する機会としました。ただ、学校外で起こったトラブルも学校に連絡が入り対応する場合もあります。 また、今年度は別室登校の教室を 2 種類パーティションで分けて設置しました。登校を目標にする（フリー）クラスと学習を目標にする（スタディ）クラスで分けることにより、生徒の状況に合わせて指導員が入りながらサポートしていきます。
事務局 (三浦)	ありがとうございました。 皆様から、その他ご意見等がございましたらお願いします。
若杉顧問	個人的な意見になりますが、中学生が通学路でない道路を下校しているところをよく見かけます。交通事故が心配であるため、学校から生徒への指導をお願いいたします。
事務局 (三浦)	ありがとうございました。 次回は 1 1 月 1 2 日の開催を予定しているところですが、開催 1 か月前を目途に時間等の詳細を含め、ご案内いたしますので、よろしくお願いします。 以上を持ちまして、本日の役員会を終了いたします。